

佐賀県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年十二月十一日から平成二十五年一月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	変更前後の別 幅員 延長
国道 二〇四号	唐津市佐志浜町四一六二番一 二地先から 唐津市佐志浜町四四三三番地 先まで	後 七三・四
		前 一一・一
	唐津市佐志浜町四一六二番一 二地先から 唐津市佐志浜町四四三三番地 先まで	後 五八一・七
		前 五八一・七
県道 唐津呼子線	唐津市佐志浜町四三一二番三 地先から 唐津市佐志浜町四四四二番二 地先まで	後 三六・八
		前 一一・九
	唐津市佐志浜町四三一二番三 地先から 唐津市佐志浜町四四四二番二 地先まで	後 二二七・八
		前 二二七・八